

保育園・小中学校における災害時の避難対応（地震）

避難情報の伝達は、市の責任において行いますが、地震が起きた場合は、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意してください。
万が一の場合に少なくとも3日間、できれば1週間程度は自活できるよう、備蓄品を準備し、避難の際には必要なものを持参しましょう。
また、市民の皆様におかれましては、下記について、ご協力くださるようお願いいたします。

地震の状況	小・中・総合支援 高等総合支援学校	保育園・幼稚園・認定こども園	児童会館(児童クラブ)
《震度5強以上の地震発生》 ○震度5強以上の地震を観測した地域において 市は避難所を開設 〔震度にかかわらず、被害の大きい地域においては「避難指示」が出される場合があります。〕	＜児童生徒在校中＞ ①教育活動を打ち切り、児童生徒の安全を確保する。 ②保護者に連絡し、児童生徒の迎えを要請する。 ③保護者が迎えに来るまでは、児童生徒を学校で預かる。 ＜学校始業前＞ ①当日は休校とする。 ②各家庭の状況に応じて児童生徒を学校（避難所）に避難させてよいことを連絡する。 その場合は、保護者が学校へ送ってくることをとする。 ※なお、震度5弱以下の場合は、児童生徒及び施設の安全を確保した上で、原則として教育活動を継続する。 （各学校の状況により、時程変更や給食を実施しない場合は、保護者にその旨を連絡する。）	＜園児在園中＞ ①園児の安全を確保する。 ②保護者に連絡し、園児の迎えを要請する。 ③保護者が迎えに来るまでは、園児を園で預かる。 ④園の安全について確認する。 危険と判断した場合は、指定された避難所に園児とともに移動し、保護者に避難所への迎えを要請する。 ⑤保護者が迎えに来るまでは、避難所で保育を継続する。 ＜園開園前＞ ①当日は休園とする。 ②休園になることを、保護者に連絡する。 ※なお、震度5弱以下の場合は、園児及び園の安全確認のうえで、原則として通常保育を継続する。（必要に応じて保育の時程変更の有無を保護者に連絡する。）	＜開館時間中＞ ●児童会館（児童クラブ）が避難所内の場合 ①児童の安全を確保する。 ②保護者に連絡し、児童の迎えを要請する。 ③保護者が迎えに来るまでは、児童を児童会館（児童クラブ）で預かる。 ●児童会館（児童クラブ）が避難所内にない場合 ①児童の安全を確保する。 ②施設の安全について確認する。 安全と判断した場合は、保護者に連絡し、児童会館（児童クラブ）への迎えを要請する。 危険と判断した場合は、指定された避難所に児童とともに移動し、保護者に避難所への迎えを要請する。 ③保護者が迎えに来るまでは、児童を児童会館（児童クラブ）又は避難所で預かる。 ＜開館時間前＞ 当日は、児童会館を休館、児童クラブを休止とする。 ※なお、震度5弱以下の場合は、小学校が休校・保護者引渡下校の場合に休館（休止）とする。 また、土曜日・長期休業日等の小学校休校日で震度5弱以下の場合は、児童及び施設の安全を確保した上で、原則として児童会館及び児童クラブの実施を継続する。（必要に応じて時程変更の有無を保護者に連絡する。）

保育園・小中学校における災害時の避難対応（土砂災害・水害）

警戒レベル	避難情報の種類・状況	小・中・総合支援学校	保育園・幼稚園・認定こども園	児童会館（児童クラブ）
2 以下	《注意喚起》 まとまった降雨が見込まれるなど災害発生が予測される場合に発表	災害への心がけを高める 信濃川流域に所在する施設では、信濃川の氾濫に警戒		
	《信濃川早期警戒情報》 上流での災害発生など信濃川の氾濫の危険性が高まった場合に発表	＜児童生徒在校中＞ ①原則として、教育活動を打ち切り、信濃川早期警戒情報の発表を保護者に連絡し、児童生徒の迎えを要請する。 ②保護者が迎えに来るまでは、児童生徒は学校で預かる。ただし、中学生については、安全が確保できると判断される場合に限り、保護者に連絡し、教師の引率、立哨等の対策も講じた上、下校させることができる。 ＜学校始業前＞ 原則として、当日は休校とする。	＜園児在園中＞ 原則として、信濃川早期警戒情報の発表を保護者に連絡し、園児の迎えを要請する。保護者が迎えに来るまでは、園児は園で預かる。 ＜園開園前＞ 原則として、当日は休園とする。	＜開館時間中＞ 原則として、信濃川早期警戒情報の発表を保護者に連絡し、児童の迎えを要請する。保護者が迎えに来るまでは、児童は児童会館（児童クラブ）で預かる。 ＜開館時間前＞ 原則として、当日は児童会館を休館、児童クラブを休止とする。また、土曜日・長期休業日等の小学校休校日の場合も、原則として、児童会館を休館、児童クラブを休止とする。
3	《高齢者等避難》 高齢者等の避難を呼びかけるために発令 指定緊急避難場所の開設 危険な場所から高齢者、障がい者、乳幼児等は避難	＜児童生徒在校中＞ ①学校周辺と通学路の安全を確認し、登下校及び学校運営に支障があると判断した場合、教育活動を打ち切り、高齢者等避難の発表を保護者に連絡し、児童生徒の迎えを要請する。 ②保護者が迎えに来るまでは、児童生徒は学校で預かる。ただし、中学生については、安全が確保できると判断される場合に限り、保護者に連絡し、教師の引率、立哨等の対策も講じた上、下校させることができる。 ＜学校始業前＞ 学校周辺と通学路の安全を確認し、登下校及び学校運営に支障があると判断した場合、当日は休校とする。その場合、各家庭には、家庭の状況（留守家庭等）に応じて、児童生徒を学校に避難させてよいことを連絡する（その場合には、保護者が学校へ送ってくること）。	＜園児在園中＞ ①原則として、高齢者等避難の発表を保護者に連絡し、園児の迎えを要請する。保護者が迎えに来るまでは、園児は園で預かる。 ②園の安全について確認し、状況に応じて避難場所に園児とともに移動する。その場合、保護者に避難場所への迎えを要請する。 ＜園開園前＞ 原則として、当日は休園とする。その場合、保育が必要な家庭については、他の園で受入れ可能かどうかを確認し、保護者に連絡する。	＜開館時間中＞ ①原則として、高齢者等避難の発表を保護者に連絡し、児童の迎えを要請する。保護者が迎えに来るまでは、児童は児童会館（児童クラブ）で預かる。 ②施設の安全について確認し、状況に応じて避難場所に児童とともに移動する。その場合、保護者に避難場所への迎えを要請する。 ＜開館時間前＞ 小学校が休校・保護者引渡下校の場合は、当日は児童会館を休館、児童クラブを休止とする。また、土曜日・長期休業日等の小学校休校日の場合は、原則として、児童会館を休館、児童クラブを休止とする。
4	《避難指示》 災害が発生する危険性が高まり、全員の避難が必要な段階で発令 危険な場所から全員が避難	＜児童生徒在校中＞ ①学校で預かり、安全を確保する。 ②保護者に連絡する。	＜園児在園中＞ ①直ちに避難をする。 ②保護者に連絡し、避難場所への迎えを要請する。 ③保護者が迎えに来るまで、避難場所で保育を継続する。	＜開館時間中＞ ①直ちに避難場所へ児童とともに避難する。 ②保護者に連絡し、避難場所への迎えを要請する。 ③保護者が迎えに来るまで、避難場所で預かりを継続する。 ※水害等避難することが危険な場合は、施設内の安全なところへ移動することも検討する。
5	《緊急安全確保》 災害が既に発生または差し迫った段階で発令 命の危険 直ちに安全確保	命を守るための最善の行動をとる		